

平成26年7月14日

東京都フロン等

回収・処理推進協議会 各位

東京都環境局

環境改善部環境保安課長

環境省からの「フロン類に関する注意喚起」の情報提供について

日頃から、環境局の環境施策にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成27年4月から施行される「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する省令等の検討が国において行われておりますが、このような状況の下で「フロン類が全面的に禁止される」ように装い、エアコンディショナーの冷媒を入れ替えるよう勧誘する事業者がいるとの情報が下記のとおり提供されました。

環境省及び東京都では、このような冷媒入れ替えの指示は一切行っておりませんので、貴団体におかれましても、このような勧誘に十分ご注意ください。また、貴団体所属の会員の皆様への注意喚起について、ご協力方よろしく願いいたします。

記

1 情報の提供

平成26年7月10日（木曜日）

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

※環境省には現時点で問い合わせが17件入っているとのことです。

2 勧誘の内容

「環境省の指示により、エアコンに使用されているフロン類の入れ替えが必要だ。」として、現在使用しているのエアコンディショナーに充填されているフロン類の入れ替えを勧誘する事例

3 環境省の見解

環境省として、現在使用されているエアコンのフロン類を、それ以外のものに入れ替えるよう指示をしていることはない。また、このような勧誘を行う企業とは一切関係がない。

また、現在行われており改正フロン法では、フロン類を使用している機器のフロン類以外のものに入れ替える、又は当該機器を取り替えるように規制するものではない。

4 その他

環境省のホームページで注意喚起が行われおり、環境省から国民生活センターに情報提供済みとのことです。

環境省HP http://www.env.go.jp/info/notice_scaml40710.html

【お問い合わせ先】

環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

都庁内線 42-446

電話 03-5388-3471 (直通)